

山形海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

令和 7 年 2 月 18 日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

- 1 山形県の地先海面における第二種共同漁業（小型定置漁業）の保護区域を次の表の左欄の漁業の種類に応じ、右欄のとおり定める。

さけ・ぶり 小型定置漁業	かき網の左右各 200 メートル及び身網の周囲 100 メートル以内の海面
いか 同	
はたはた 同	かき網の左右各 55 メートル及び身網の周囲 45 メートル以内の海面
あじ・たなご 同	

- 2 保護区域内において、当該漁業以外の漁業、遊漁その他の行為によって、当該漁業の魚道を遮断し、又は魚群を散逸せしめる行為をしてはならない。
- 3 かき網、身網、ロープ、浮き玉その他の第二種共同漁業（小型定置漁業）に用いる漁具を利用して船を固定するなど、漁具に接触する行為をしてはならない。
- 4 この指示の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。